

北上地区消防組合消防本部告示第1号

消防機関

北上地域メディカルコントロール協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月1日

北上地区消防組合消防本部
消防長 菊池 洋幸

北上地域メディカルコントロール協議会設置要綱の一部を改正する告示

北上地域メディカルコントロール協議会設置要綱（平成15年北上地区消防組合消防本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 協議会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。 (1) [略] (2) 行政機関関係者 ア <u>岩手県総務部総合防災室防災消防課長</u> イ・ウ [略]	(組織) 第3条 協議会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。 (1) [略] (2) 行政機関関係者 ア <u>岩手県復興防災部消防安全課総括課長</u> イ・ウ [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。